

奈良佐保短期大学施設使用規程に基づく使用料について

2025年1月1日

学 長 裁 定

奈良佐保短期大学施設使用規程第8条に基づく使用料について、以下のとおりに定める。

1. 参加者から受験料・参加料を徴収する場合、使用施設の面積に関わらず、一人あたり500円を徴収し、下記使用料も合わせて徴収する。
2. 教室及び体育館を使用する場合、下記使用料を徴収する。
3. 消費税及び光熱水費は使用料に含まれるものとする。
4. 使用料は使用する前日までに、奈良佐保短期大学総務部に納入するものとする。
5. 一旦受け入れた使用料は、原則返還しないものとする。

記

施設名		面積(m ²)	使用単価	1時間あたりの使用料
2号館	231講義室	90.0	30.0	2,700 円
	232講義室	90.0	30.0	2,700 円
	233講義室	90.0	30.0	2,700 円
	234講義室	69.3	30.0	2,080 円
	235講義室	69.3	30.0	2,080 円
3号館	3号館1階会議室	110.5	30.0	3,320 円
	321講義室	129.6	30.0	3,890 円
	322講義室	119.4	30.0	3,580 円
	323講義室	156.0	30.0	4,680 円
6号館	6号館1階会議室	75.0	30.0	2,250 円
	621講義室	105.0	30.0	3,150 円
	622講義室	200.0	30.0	6,000 円
	631講義室	56.3	30.0	1,690 円
体育館		/	/	3,600 円